

平成 25 年における  
裁判員裁判の実施状況等に関する資料  
(ダイジェスト版)

最高裁判所事務総局

平成25年は、1年間に1,387人の被告人に対して裁判員裁判が実施された。

20代から70歳以上の幅広い世代から、様々な職業の男女7,937人が裁判員に選任され、全国の地方裁判所において、殺人、強盗致傷等の重大事件に関する刑事裁判に参加した。選定された裁判員候補者13万5207人の半数以上は、裁判所での手続に参加することなく事前の書面の申出により辞退が認められる一方で、選任手続期日への裁判員候補者の出席率は、74.0パーセントという高水準に達している。

また、裁判員が裁判手続に参加した平均日数は5.9日であり、半数以上の裁判が5日以内で終了している。裁判員が法廷での審理に立ち会った時間は平均10時間余りであり、評議を行った時間も平均10時間余りとなっている。

## 凡　例

[用語]	[定義・説明]
<b>裁判員裁判対象事件</b>	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。
<b>新受人員</b>	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数（延べ人員）。ただし、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。同一の被告人について複数の起訴等があったときは、その都度計上した。
<b>終局人員</b>	判決、決定、その他で終局した被告人の員数（事件票に基づく員数）。裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、各被告人の員数を計上し、同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1人として計上した。ただし、同一の被告人に対する事件を分離し、各別に終局となった場合には、終局した事件ごとに1人として計上した。
<b>実審理予定日数</b>	裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）に記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である。
<b>判決人員</b>	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数（実人員）。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員法3条1項の除外決定があったもの及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。ただし、公判前整理手続に関する図表の判決人員は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたものがあるため、他の図表の判決人員とは異なる。
<b>審理期間</b>	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）。
<b>公判前整理手続期間</b>	公判前整理手続に付す旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう。

# 目 次

## 第1 実施状況の概要

1 概況	1
図表 1 裁判員裁判対象事件の概況データ	(1)
2 事件数及び裁判員等の負担	2
図表 2 罪名別的新受人員	(2)
図表 3 罪名別の終局人員	(2)
図表 4 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）	(3)
図表 5 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）	(3)
図表 6 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）	(4)

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 選任手続の流れについて	5
2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数 及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	6
図表 7 調査票の回答状況	(6)
3 裁判員候補者の選定から選任手続期日までの状況	7
図表 8 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(7)
4 選任手続期日当日	8
(1) 不選任に関する状況	8
図表 9 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者 数及びその内訳	(8)
(2) 選任の状況	9
図表 10 選任された裁判員及び補充裁判員の総数	(9)
図表 11 選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(9)
図表 12 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判 員及び補充裁判員の属性	(10)
5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	12
図表 13 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別 の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(13)

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 公判手続の流れについて	14
2 概況	15
図表1 4 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ	(15)
3 審理	15
(1) 合議体の構成・除外決定等	15
(2) 公判前整理手続	16
図表1 5 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均	
図表1 6 自白否認別	(16)
図表1 7 公判前整理手続期間及び平均公判前整理手續期間	(17)
図表1 8 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の	
分布及び平均実審理期間（自白否認別）	(17)
(3) 開廷回数	17
図表1 9 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否	
認別）	(18)
(4) 公判審理（証拠調べ）	18
図表1 9 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数	
図表2 0 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数	(18)
図表2 1 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白	
否認別）	(19)
(5) 評議	21
図表2 2 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否	
認別）	(21)
5 裁判の結果	21
図表2 3 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員	(22)
6 控訴・上告	23
図表2 4 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）	(23)
図表2 5 第一審結果別の控訴審結果の分布	(24)
図表2 6 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）	(25)
図表2 7 控訴審結果別の上告審結果の分布	(26)

### 第4 その他

## 第1 実施状況の概要

### 1 概況

平成25年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表等を参照されたい。

**図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ**

第1 実施状況の 概要	新受人員(延べ人員)	1,465(人)	(注) 図表2参照
	終局人員(実人員)	1,415(人)	(注) 図表3, 23参照
第2 裁判員等の 選任に関する 実施状況 について	裁判員候補者名簿登録人数	259,200(人)	(注) 図表7参照
	選定された裁判員候補者の数	135,207(人)	(注) 図表8, 13参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	38,527(人)	(注) 図表8, 9参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	74.0(%)	(注) 図表8参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	85,615(人)	(注) 図表13参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	63.3(%)	(注) 12頁参照
	選任された裁判員の数	7,937(人)	(注) 図表10参照
	選任された補充裁判員の数	2,622(人)	"
第3 裁判員の参 加する公判 手続の実施 状況につい て	平均審理期間	8.9(月)	(注) 図表16参照
	平均実審理期間	8.1(日)	(注) 図表17参照
	平均開廷回数	4.5(回)	(注) 図表18参照
	平均取調べ証拠数	28.5(個)	(注) 図表19参照
	平均取調べ証人数	2.9(人)	(注) 図表20参照
	平均証人尋問時間	208.0(分)	(注) 図表21参照
	平均被告人質問時間	175.5(分)	"
	平均評議時間	630.1(分)	(注) 図表22参照

## 2 事件数及び裁判員等の負担

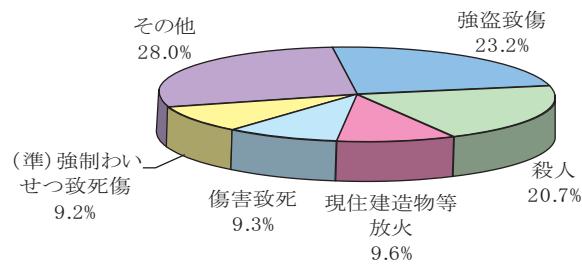
平成25年における裁判員裁判対象事件の新受人員は、全国で1,465人であり、罪名別では、強盗致傷340人、殺人303人、現住建造物等放火141人などとなっている【図表2】。

なお、これは、同年における刑事通常第一審事件全体の新受人員（7万1771人）の2.0%を占めている。

また、終局人員は、全国で1,415人（うち判決人員は1,387人）であり、罪名別では、殺人301人、強盗致傷279人、傷害致死162人などとなっている【図表3】。

図表2 罪名別の新受人員

総数	1,465
強盗致傷	340
殺人	303
現住建造物等放火	141
傷害致死	136
(準)強制わいせつ致死傷	135
その他	410

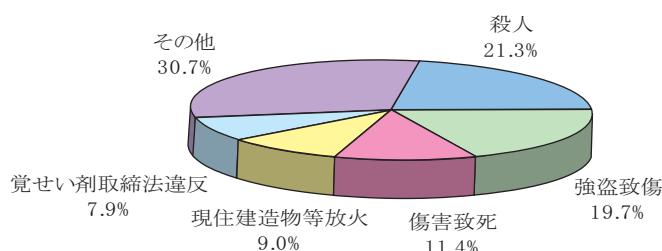


(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

- 2 受理後の罰則の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

図表3 罪名別の終局人員

総数	1,415
殺人	301
強盗致傷	279
傷害致死	162
現住建造物等放火	127
覚せい剤取締法違反	112
その他	434



(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

- 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
- 3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表4のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表5及び図表6のとおりである。

図表4 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

終局 件数	職務従事日数						平均職務 従事日数 (日)	
	2日	3日	4日	5日	10日 以内	10日を 超える		
総数	1,294	(0.2) 3	(7.8) 101	(22.2) 287	(24.5) 317	(39.6) 513	(5.6) 73	5.9
自白	662	(0.5) 3	(13.7) 91	(35.2) 233	(29.2) 193	(20.7) 137	(0.8) 5	4.7
否認	632	-	(1.6) 10	(8.5) 54	(19.6) 124	(59.5) 376	(10.8) 68	7.2

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 ( ) は終局件数に対する割合(%)である。

図表5 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

判決 人員	職務従事時間						平均職務 従事時間 (時)	
	12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	24時間 を超える		
総数	1,387	128	204	233	216	177	429	23.0
自白	725	116	163	174	120	63	89	17.9
否認	662	12	41	59	96	114	340	28.7

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

図表6 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

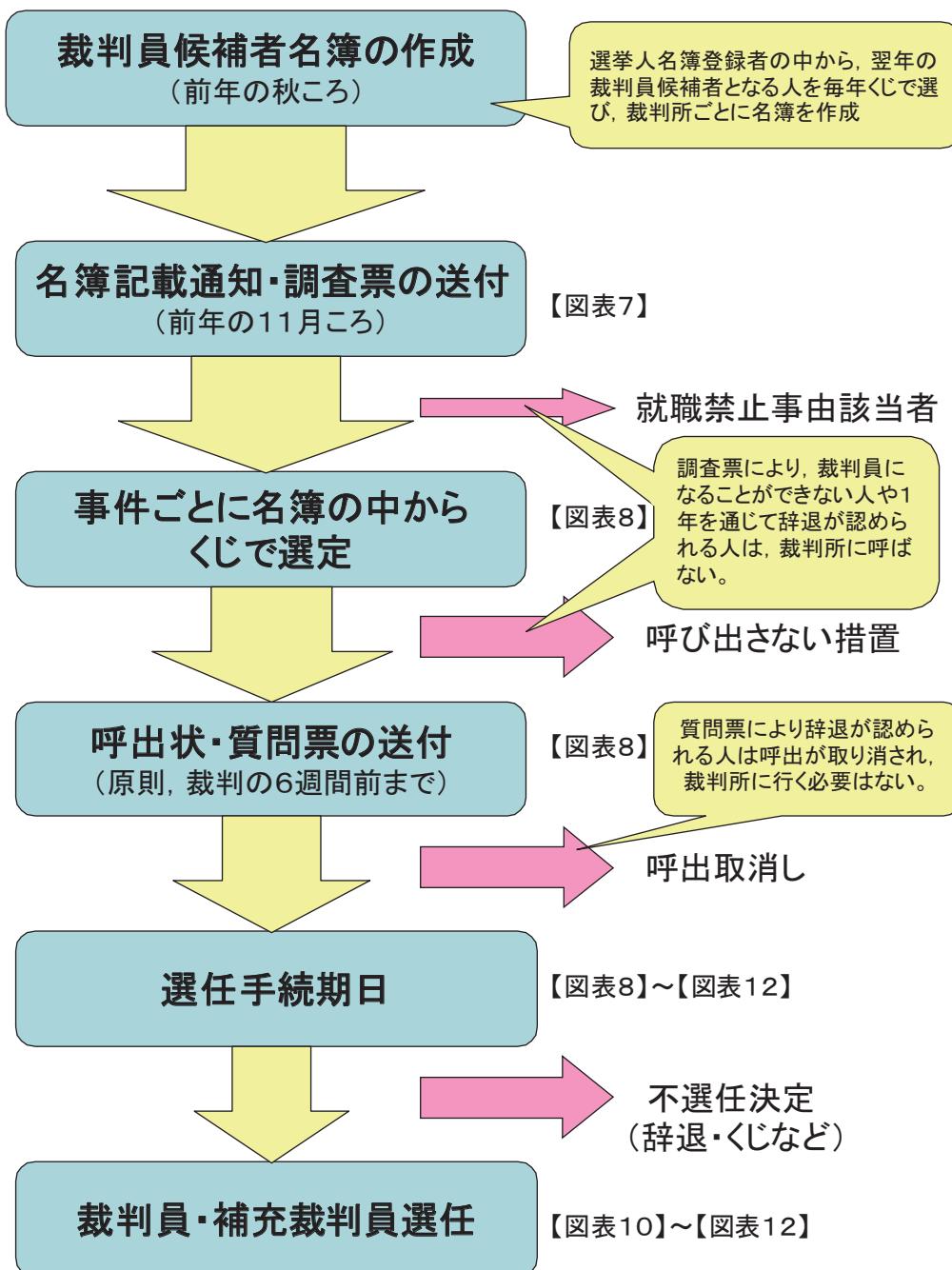
判決人員	職務従事時間						平均職務従事時間(時)	
	12時間以内	15時間以内	18時間以内	21時間以内	24時間以内	24時間を超える		
総数	1,387	128	204	233	216	177	429	23.0
殺人	293	25	28	51	45	37	107	23.8
強盗致傷	270	24	36	47	45	33	85	22.9
傷害致死	162	5	21	22	40	22	52	25.0
現住建造物等放火	126	16	29	27	19	11	24	18.7
覚せい剤取締法違反	112	10	14	15	15	17	41	26.3
(準)強制わいせつ致死傷	102	19	27	24	11	13	8	16.5
(準)強姦致死傷	93	7	18	15	14	11	28	20.8
麻薬特例法違反	41	2	9	2	7	8	13	22.4
強盗強姦	40	3	6	5	9	4	13	22.4
強盗致死(強盗殺人)	35	1	-	3	2	6	23	38.2
危険運転致死	32	2	5	9	3	2	11	21.8
偽造通貨行使	21	7	5	5	-	4	-	14.7
通貨偽造	7	3	4	-	-	-	-	11.9
銃刀法違反	7	3	1	1	-	-	2	16.0
集団(準)強姦致死傷	6	-	-	1	-	4	1	22.2
保護責任者遺棄致死	6	1	-	-	2	-	3	24.3
組織的犯罪処罰法違反	6	-	-	1	-	1	4	47.6
傷害	4	-	-	3	-	1	-	17.8
強盗	4	-	-	1	1	1	1	21.9
海賊行為処罰法違反	4	-	-	-	-	-	4	63.0
(準)強姦	3	-	1	-	1	1	-	17.7
麻薬取締法違反	2	-	-	1	-	-	1	22.3
建造物等以外放火	1	-	-	-	-	1	-	22.1
建造物等延焼	1	-	-	-	-	-	1	26.0
死体損壊等	1	-	-	-	-	-	1	49.8
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	-	-	-	1	25.2
暴行	1	-	-	-	-	-	1	37.0
業務上過失致死	1	-	-	-	-	-	1	29.8
身の代金拐取	1	-	-	-	1	-	-	18.1
窃盜	1	-	-	-	1	-	-	20.3
爆発物取締罰則違反	1	-	-	-	-	-	1	81.2
道路交通法違反	1	-	-	-	-	-	1	36.6
出入国管理及び難民認定法違反	1	-	-	-	-	-	1	38.7

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

## 1 選任手続の流れについて

裁判員候補者名簿の作成から裁判員等の選任に至るまでの流れ及び図表との関係をフローチャートで示すと、以下のとおりである。



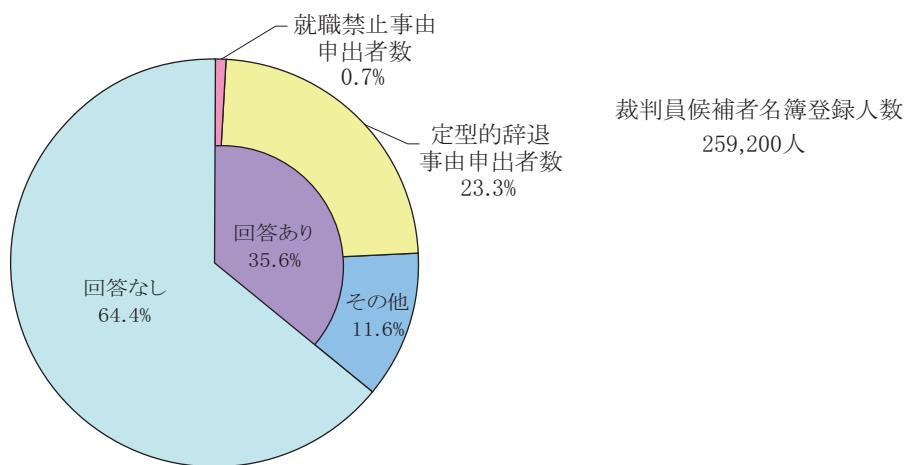
選任手続全般を通じた辞退判断の状況等につき、【図表13】

## 2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

平成25年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計25万9200人（選挙人名簿登録者全体の約0.25%であり、選挙人名簿登録者約402人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、9万2156人であり<sup>\*1</sup>、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答した人員は、1,761人で、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員は6万0301人である。これらの割合をみると、図表7のとおりである。

図表7 調査票の回答状況



(注) 「就職禁止事由申出者数」とは、調査票において、就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

\*1 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

### 3 裁判員候補者の選定から選任手続期までの状況

平成25年の裁判員裁判において選定された裁判員候補者は、合計13万5207人である。このうち、調査票の回答により辞退が認められた方などを除いた9万5541人に「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」を送付し、質問票の回答により辞退が認められるなどしてさらに4万3451人の裁判員候補者の呼出しが取り消された。残りの5万2090人の裁判員候補者（選任手続期日に出席を求められた人）のうち3万8527人が選任手続期日に出席した（出席率74.0%）【図表8】。

図表8 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定期日別）

	総数	実審理予定期日数			
		2日以内	3日	4日	5日以上
判決人員	1,387	13	233	375	766
選定された裁判員候補者の数 (A)	[97.5] 135,207	[80.8] 1,050	[83.2] 19,397	[85.8] 32,166	[107.8] 82,594
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[68.9] 95,541	[54.6] 710	[59.3] 13,828	[61.2] 22,954	[75.8] 58,049
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[31.3] 43,451	[22.5] 293	[25.0] 5,831	[26.1] 9,783	[36.0] 27,544
うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数	[29.9] 41,465	[21.5] 279	[23.8] 5,543	[24.8] 9,306	[34.4] 26,337
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[27.8] 38,527	[23.9] 311	[26.2] 6,104	[26.5] 9,926	[29.0] 22,186
出席率(%) (D/(B-C))	74.0	74.6	76.3	75.4	72.7
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	28.5	29.6	31.5	30.9	26.9

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の調査による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

3 [ ]は判決人員1人当たりの平均である。

#### 4 選任手続期日当日

##### (1) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者 2 万 7351 人の内訳は、くじ等によって不選任となった者（裁判員法 37 条 3 項）が 1 万 6296 人、辞退により不選任となった者（同法 34 条 7 項）が 5,882 人、理由を示さない不選任請求による者（同法 36 条）が 5,114 人などとなっている【図表 9】。

図表 9 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

出席者数	[27.8] 38,527
不選任決定がされた裁判員候補者数	[19.7] 27,351
理由あり不選任(法34条4項)	[0.0] 59
辞退による不選任(法34条7項)	[4.2] 5,882
理由なし不選任(法36条)	※注4 [3.7] 5,114
くじ等による不選任(法37条3項)	[11.7] 16,296
質問なし不選任(規35条2項, 3項)	※注5 -

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

2 [ ]は判決人員 1 人当たりの平均である。

3 判決人員は 1,387 人であり、実人員である。

4 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。

5 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手續期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法 37 条 3 項の不選任決定がされたものをいう。

## (2) 選任の状況

選任された裁判員は 7,937 人、補充裁判員は 2,622 人（1 事件当たり平均 2.0 人）となっている【図表 10, 11】。

また、選任された裁判員等に対するアンケート<sup>\*2</sup>をもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表 12 のとおりである。

アンケートに回答していただいた裁判員の属性をみると、男性が 56.1%，女性が 42.8% であり、年代もほぼ各年代にわたっている。職業についてもお勤めの方が 55.7% と過半数を占めている。補充裁判員や裁判員候補者においてもおおむね同様の結果となっている。

図表 10 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	1,294
選任された裁判員の数	7,937
選任された補充裁判員の数	2,622

- (注) 1 刑事局への個別報告による概数である。  
 2 裁判員及び補充裁判員の数は実人員である。  
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

図表 11 選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

		判決人員							選任された補充裁判員数の平均	
		総数	選任された補充裁判員数							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人		
総数		1,387	-	101	1,159	98	26	2	1	2.0
実審理予定日数	2日以内	13	-	8	5	-	-	-	-	1.4
	3日	233	-	45	186	1	1	-	-	1.8
	4日	375	-	37	337	1	-	-	-	1.9
	5日以上	766	-	11	631	96	25	2	1	2.2

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 選任された補充裁判員数の平均は、  

$$\frac{\text{選任された補充裁判員数(延べ人員)}}{\text{判決人員(実人員)}}$$
 により算出した。

\*2 アンケートの回答は任意であり、回答数は裁判員等の総数とは一致しない。

図表12 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び補充裁判員の属性

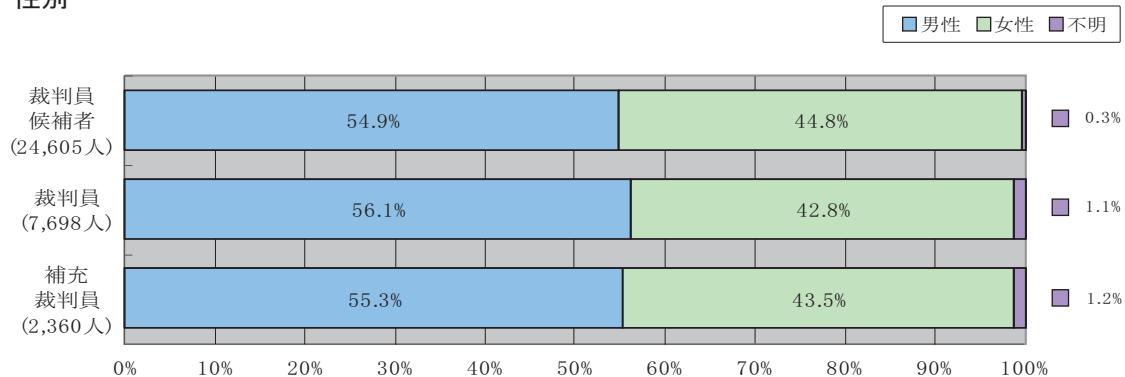
		裁判員候補者	裁判員	補充裁判員
総 数		24,605	7,698	2,360
性別	男性	13,505	4,319	1,304
	女性	11,019	3,292	1,027
	不明	81	87	29
年代別	20代	3,432	1,086	306
	30代	5,025	1,582	469
	40代	5,531	1,831	630
	50代	4,665	1,492	436
	60代	5,311	1,465	438
	70歳以上	559	150	53
	不明	82	92	28
職業別	お勤め	12,693	4,284	1,308
	自営・自由業	1,943	550	167
	パート・アルバイト	4,182	1,145	368
	専業主婦・専業主夫	2,581	741	231
	学生	174	75	24
	無職	2,186	561	184
	その他	635	216	40
	不明	211	126	38

(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。

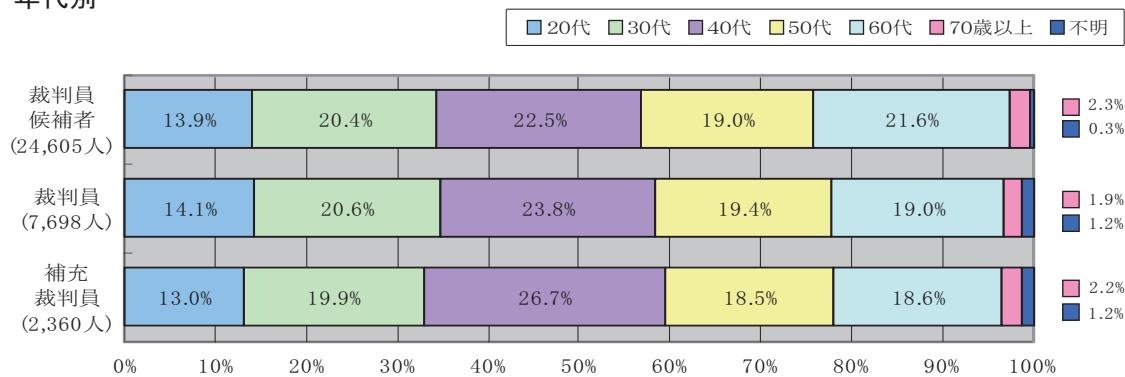
2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

## 第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

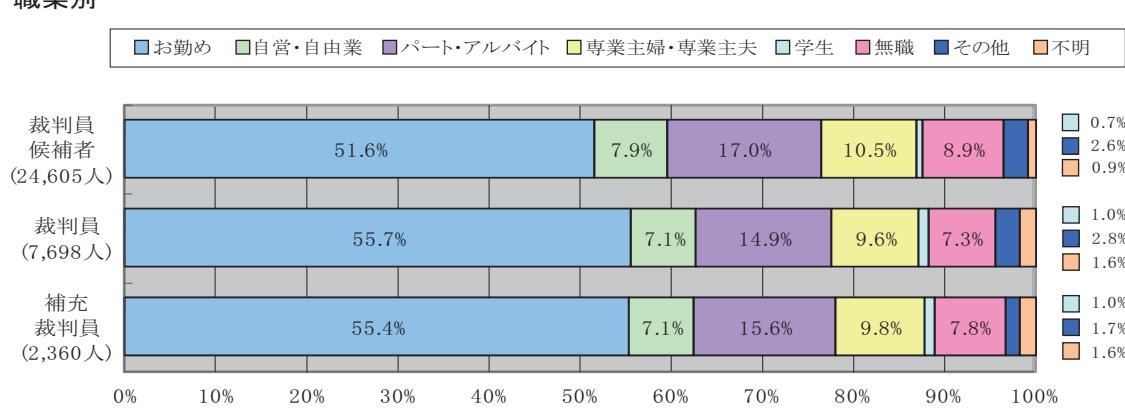
### 性別



### 年代別



### 職業別



## 5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

裁判員候補者のうち、辞退が認められた人員とその辞退事由の内訳をみると、図表13のとおりであり、13頁の円グラフは、辞退が認められた人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。いずれも選任手続期日の前と当日別に示している。

選定された裁判員候補者13万5207人のうち、63.3%に当たる8万5615人について辞退が認められている。段階別にみると、調査票や質問票の回答により事前に辞退が認められた裁判員候補者は合計7万9733人となっている。

また、辞退が認められた裁判員候補者の辞退事由別の内訳をみると、総数では調査票の回答に基づく、いわゆる定型的辞退事由を理由とする者（裁判員法16条1号ないし7号。70歳以上、学生等）が3万0202人（35.3%）と最も多く、その従事する事業における重要な用務を理由とする者（同法16条8号ハ）が2万3603人（27.6%），疾病傷害を理由とする者（同法16条8号イ）が1万1245人（13.1%）と続いている。段階別でみると、選任手続期日前は裁判員法16条1号ないし7号の辞退事由による辞退が、選任手続期日当日は事業における重要用務による辞退が、それぞれ最も多くなっている。

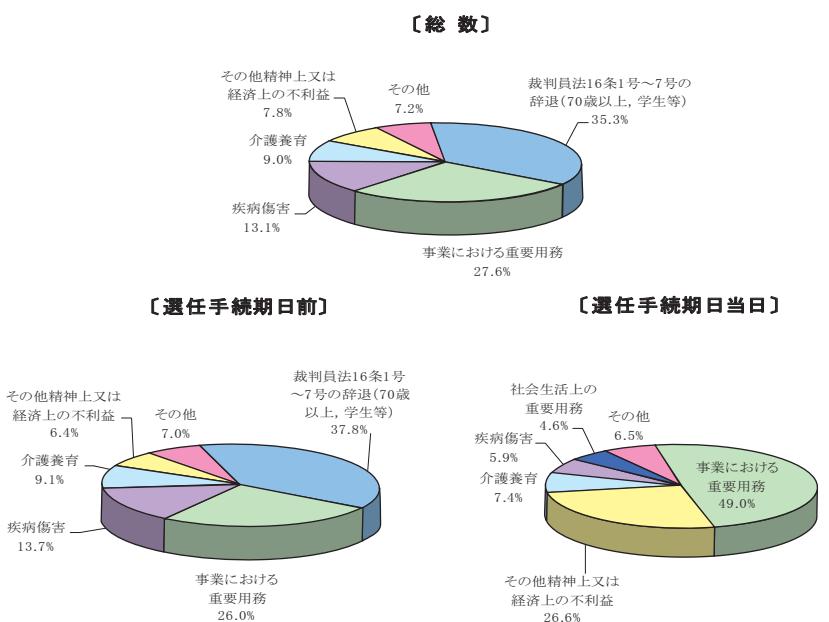
図表13 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

	総数	選任手續期日前		選任手續期日当日
		辞退申出によって呼び出されない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	1,387			
選定された裁判員候補者の数	135,207			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 85,615 <100.0>	(100.0) 38,268 <44.7>	(100.0) 41,465 <48.4>	(100.0) 5,882 <6.9>
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	(35.3) 30,202	(66.8) 25,568	(11.0) 4,560	(1.3) 74
疾病傷害(法16条8号イ)	(13.1) 11,245	(18.5) 7,080	(9.2) 3,820	(5.9) 345
介護養育(法16条8号ロ)	(9.0) 7,719	(4.0) 1,548	(13.8) 5,734	(7.4) 437
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(27.6) 23,603	(6.6) 2,507	(43.9) 18,214	(49.0) 2,882
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.7) 1,468	(0.4) 134	(2.6) 1,061	(4.6) 273
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(1.0) 844	(0.4) 145	(1.6) 668	(0.5) 31
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.2) 1,048	(0.3) 133	(1.9) 803	(1.9) 112
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.8) 716	(0.1) 44	(1.3) 543	(2.2) 129
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 103	(0.1) 21	(0.2) 73	(0.2) 9
遠隔地(辞退政令5号)	(2.3) 1,989	(1.0) 367	(3.8) 1,594	(0.5) 28
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(7.8) 6,678	(1.9) 721	(10.6) 4,395	(26.6) 1,562

(注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 ( ) は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合（%）である。

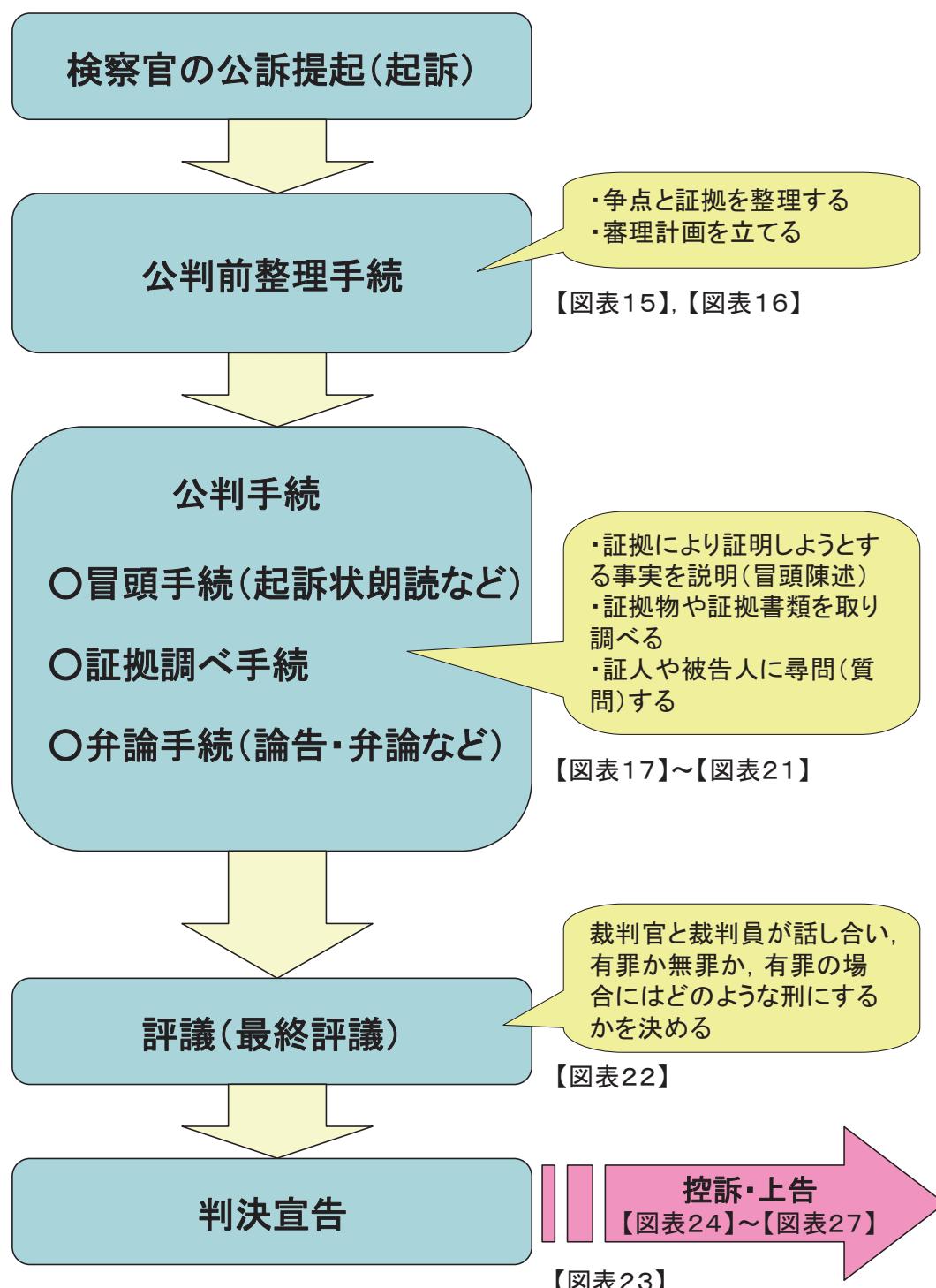
3 < >は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合（%）である。



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 公判手続の流れについて

起訴から公判前整理手続、公判手続を経て判決宣告に至るまでの流れ及び図表との関係をフローチャートで示すと、以下のとおりである。



## 2 概況

平成25年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表14のとおりである。

各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

**図表14 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ**

事項 (平均)	区分	総数	自白	否認	
平均審理期間	受理～第1回	7.9(月)	6.3(月)	9.8(月)	(注) 図表16参照
	受理～終局	8.9(月)	7.1(月)	10.9(月)	
平均実審理期間		8.1(日)	5.8(日)	10.6(日)	(注) 図表17参照
平均開廷回数		4.5(回)	3.8(回)	5.4(回)	(注) 図表18参照
平均公判前整理手続期間		6.9(月)	5.4(月)	8.5(月)	(注) 図表16参照
平均公判前整理手続期日回数		5.3(回)	4.2(回)	6.4(回)	(注) 図表15参照
平均評議時間		630.1(分)	498.1(分)	774.6(分)	(注) 図表22参照
平均取調べ証拠数		28.5(個)	24.9(個)	32.2(個)	(注) 図表19参照
平均取調べ証人数		2.9(人)	1.9(人)	4.1(人)	(注) 図表20参照
平均証人尋問時間		208.0(分)	103.9(分)	304.0(分)	(注) 図表21参照
平均被告人質問時間		175.5(分)	146.9(分)	205.5(分)	"
平均開廷時間		607.1(分)	429.6(分)	793.1(分)	"

(注) 刑事通常第一審事件票及び刑事局への個別報告による。

## 3 審理

### (1) 合議体の構成・除外決定等

合議体の構成は、全ての事件が裁判官3人、裁判員6人の構成をとっており、裁判官1人、裁判員4人の構成をとったもの（裁判員法2条2項、3項）はなかった。また、平成25年中に終局した事件において除外決定（同法3条1項）がされた事件の終局人員は2人であった。

区分審理（同法71条以下）がされた事件の終局人員は18人であり、審判の数（区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計）は3個のものが1人、2個のものが17人であった。

区分事件審判の実施状況をみると、裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたものは17個、裁判官3人と裁判員6人で構成する合議体により審理及び裁判されたものは2個であり、部分判決の結果は、すべて有罪であった。

## (2) 公判前整理手続

公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表15のとおりである。公判前整理手続期日を開いた回数は、平均5.3回であり、公判前整理手続を実施した判決人員1,368人のうち712人（52.0%）は4回以内に終了している。

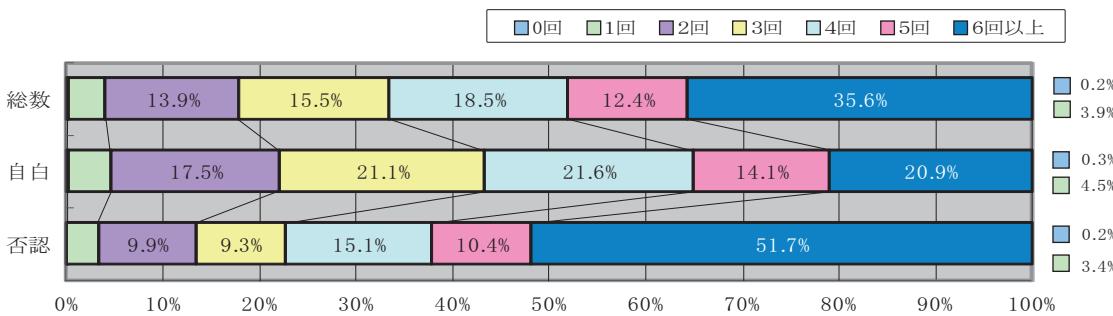
図表15 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日

回数（自白否認別）

	判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手續期日回数(回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	(100.0) 1,368	(0.2) 3	(3.9) 54	(13.9) 190	(15.5) 212	(18.5) 253	(12.4) 169	(35.6) 487	5.3
自白	(100.0) 714	(0.3) 2	(4.5) 32	(17.5) 125	(21.1) 151	(21.6) 154	(14.1) 101	(20.9) 149	4.2
否認	(100.0) 654	(0.2) 1	(3.4) 22	(9.9) 65	(9.3) 61	(15.1) 99	(10.4) 68	(51.7) 338	6.4

（注）1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 ( ) は判決人員に対する割合 (%) である。



平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別）をみると、図表16のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間及び3)実審理期間の合計である。

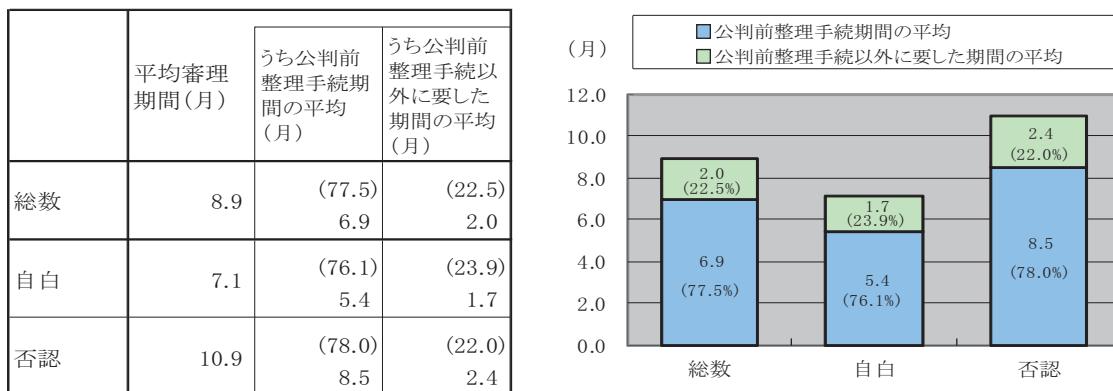
平成25年に行われた裁判員裁判の平均審理期間は、8.9月であり、このうち公判前整理手続に要した期間が6.9月、それ以外に要した期間が2.0月となっている。

実審理期間の分布及びその平均をみると、図表17のとおりである。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平成25年における平均実審理期間（第1回公判から終局まで）は、8.1日である。

図表16 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間



(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 ( )は平均審理期間に対する割合(%)である。

図表17 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間  
(自白否認別)

判決人員		実審理期間									平均実審理期間(日)
		2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	30日以内	40日以内	40日を超える	
総数	1,387	13	189	259	163	518	184	31	20	10	8.1
自白	725	13	158	191	101	215	41	3	-	3	5.8
否認	662	-	31	68	62	303	143	28	20	7	10.6

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の個別調査による実人員である。

2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。

3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

4 2及び3以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。

#### (3) 開廷回数

開廷回数の平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表18のとおりである。公判期日を開いた回数（開廷回数）は、平均4.5回であり、全判決人員1,387人のうち929人（67.0%）が4回以内の開廷で終了している。

図表18 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

判決人員		開廷回数							平均開廷回数(回)
		2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	1,387	27	472	430	216	87	49	106	4.5
自白	725	26	355	219	70	29	10	16	3.8
否認	662	1	117	211	146	58	39	90	5.4

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

## (4) 公判審理（証拠調べ）

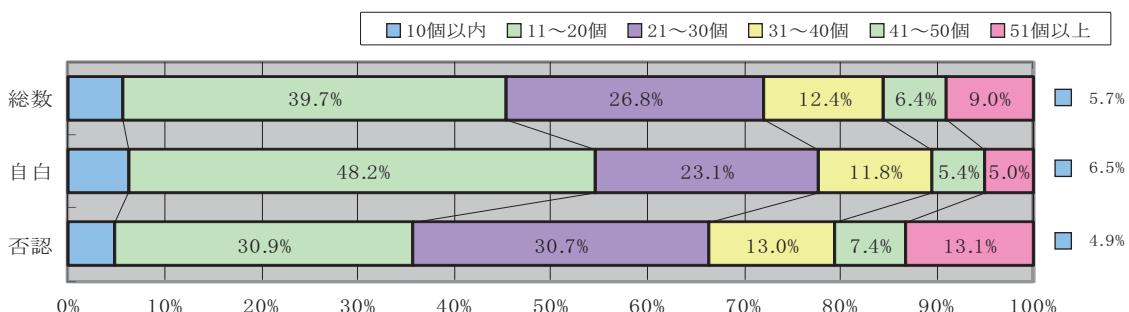
取調べ証拠数、取調べ証人数の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表19及び図表20のとおりであり、法廷で取り調べられた証拠の数の平均は28.5個【図表19】、証人の数の平均は2.9人である【図表20】。

図表19 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

終局件数		取調べ証拠数						平均取調べ証拠数(個)
		10個以内	11～20個	21～30個	31～40個	41～50個	51個以上	
総数	1,294	74	514	347	160	83	116	28.5
自白	662	43	319	153	78	36	33	24.9
否認	632	31	195	194	82	47	83	32.2

(注) 1 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。

2 取調べ証拠数には証人を含む。

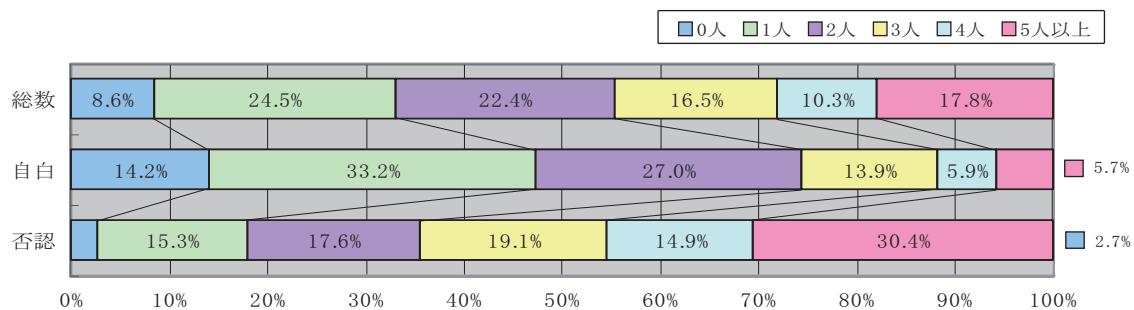


### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表20 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）

総数	終局件数						平均取調べ証人数 (人)	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
総数	1,294	111	317	290	213	133	230	2.9
自白	662	94	220	179	92	39	38	1.9
否認	632	17	97	111	121	94	192	4.1

(注) 刑事局への個別報告による件数建てであり、概数である。



平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護人及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表21のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。

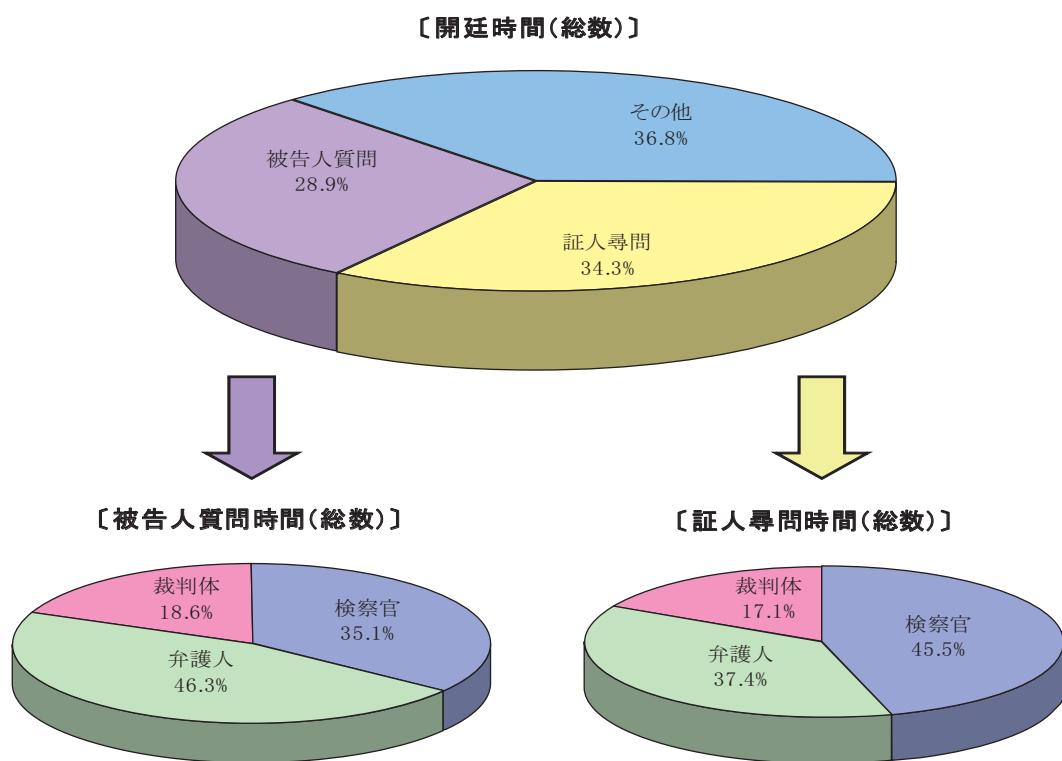
開廷時間の平均は607.1分であり、このうち証人尋問時間の平均が208.0分、被告人質問時間の平均が175.5分となっている。

図表21 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間 (分)	平均証人尋問時間 (分)	うち			平均被告人質問時間 (分)	うち		
			検察官	弁護人	裁判体		検察官	弁護人	裁判体
総数	607.1	208.0	94.7	77.8	35.5	175.5	61.6	81.3	32.6
自白	429.6	103.9	43.1	40.3	20.5	146.9	51.2	67.2	28.5
否認	793.1	304.0	142.3	112.3	49.4	205.5	72.5	96.2	36.9

（注）1 刑事局への個別報告による概数である。

2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを除く。



#### 4 評議

評議時間の分布状況（自白・否認別）は、図表22のとおりである。なお、評議時間は、最終評議のみの時間であり、中間評議の時間を含まない。

最終評議の平均所要時間は、全事件で630.1分、自白事件では498.1分、否認事件では774.6分となっている。

図表22 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

判決人員	評議時間							平均評議時間(分)	
	240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える		
総数	1,387	58	188	277	272	218	136	238	630.1
自白	725	45	147	201	164	81	49	38	498.1
否認	662	13	41	76	108	137	87	200	774.6

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員である。

#### 5 裁判の結果

罪名別の量刑分布状況及び控訴申立人員は、図表23のとおりである。

平成25年の判決人員1,387人のうち、有罪が1,374人（一部無罪の8人を含む。）、無罪が12人、少年法55条による家裁移送が1人となっている。有罪判決の内訳をみると、死刑が5人、無期懲役が24人、有期懲役（実刑）が1,120人、執行猶予付有期懲役が223人（うち保護観察付執行猶予が115人）、執行猶予付有期禁錮が1人、罰金が1人となっている。

判決人員1,387人中、497人について控訴がされている。

### 第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表23 罪名別・量刑分布別（終局区分别を含む）の終局人員

終局人員	終局区分																				控訴申立人員	控訴率（%）			
	有罪												懲役												
	有期		無期		懲役		3年以下		3年以上		実刑		執行猶予		保護観察		有期徒		罰金		刑の免除				
総数	1,415	1,374	5	24	15	24	61	162	259	268	238	93	223	115	1	1	1	1	-	12	1	-	28	497	35.9
殺人	301	290	2	6	10	10	27	50	38	36	31	15	65	32	-	-	-	-	-	2	1	-	8	100	34.2
強盗致傷	279	270	-	-	-	1	3	21	56	89	61	13	26	15	-	-	-	-	-	-	-	-	9	97	35.9
傷害致死	162	158	-	-	-	-	1	16	44	28	34	11	24	5	-	-	-	-	-	4	-	-	-	66	40.7
現住建造物等放火	127	125	-	-	-	1	2	4	2	13	45	11	47	31	-	-	-	-	-	1	-	-	1	22	17.5
覚せい剤取締法違反	112	107	-	-	-	-	5	20	48	27	5	2	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	56	50.0
(準)強制わいせつ致死傷	105	102	-	-	-	-	1	3	5	8	28	21	36	26	-	-	-	-	-	-	-	-	3	24	23.5
(準)強姦致死傷	95	93	-	-	3	4	4	17	18	30	11	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	34	36.6
強盗強姦	42	40	-	-	1	7	6	11	10	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	18	45.0
麻薬特例法違反	41	41	-	-	-	-	2	5	10	18	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	46.3	
強盜致死(強盜殺人)	36	35	3	17	1	-	6	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	22	62.9
危険運転致死	32	32	-	-	-	-	-	3	13	6	5	4	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	10	31.3	
偽造通貨行使	21	21	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	5	23.8	
銃刀法違反	9	7	-	-	-	-	-	1	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4	57.1
通貨偽造	7	7	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
集団(準)強姦致死傷	6	6	-	-	-	-	1	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	33.3	
保護責任者遺棄致死	6	6	-	-	-	-	-	-	-	3	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	16.7	
組織的犯罪処罰法違反	6	6	-	1	-	-	3	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	83.3	
傷害	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
強盗	4	4	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	75.0	
海賊行為処罰法違反	4	4	-	-	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	100.0	
(準)強姦	3	3	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
麻薬取締法違反	2	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	50.0	
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
建造物等延焼	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
死体損壊等	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自殺間与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	
業務上過失致死	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
身の代金拐取	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
窃盗	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
爆発物取締罰則違反	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
道路交通法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	
出入国管理及び難民認定法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0	

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

4 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

## 6 控訴・上告

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員のうち、平成25年に終局した控訴事件について、第一審の結果ごとの控訴理由の分布状況並びに控訴審の結果の分布状況及び上告申立人員は、図表24及び図表25のとおりである。

控訴審判決を受けた455人中、215人について上告がされている。

平成25年に終局した上告審につき、控訴審の結果ごとの上告理由の分布状況及び上告審結果の分布状況は、図表26及び図表27のとおりである。

**図表24 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）**

第一審の結果	控訴審 終局 人員 総数	被 告 人 側							検 察 官							(参考) 第一審 終局 人員
		控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 續の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他	控訴審 終局人 員	刑訴法 377・ 378条	訴訟手 續の法 令違 反・ 法令適 用の誤 り	量刑不 当	事実の 誤認	判決後 の情状	その他	
総数	455	446	21	112	325	297	46	3	14	-	8	4	12	-	-	1,415
死刑	5	5	-	5	4	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	5
無期懲役	24	24	3	11	21	19	2	-	1	-	-	-	1	-	-	24
30年以下	7	7	1	-	4	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15
25年以下	8	8	-	3	7	6	1	-	1	-	-	1	-	-	-	24
20年以下	37	37	1	14	25	28	3	-	-	-	-	-	-	-	-	61
15年以下	88	88	2	22	65	61	8	-	-	-	-	-	-	-	-	162
10年以下	107	107	8	20	72	76	11	-	-	-	-	-	-	-	-	259
7年以下	73	72	3	15	57	40	11	-	2	-	2	-	2	-	-	268
5年以下	68	67	3	16	46	46	6	1	3	-	2	1	3	-	-	238
3年以下	36	31	-	6	24	11	4	-	5	-	2	2	4	-	-	316
うち 執行猶予	10	6	-	3	1	4	-	-	5	-	2	2	3	-	-	223
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
無罪	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	-	12
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。
- 2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
- 3 控訴の申立てが被告人側、検察官双方からされた場合には、各欄の「控訴審終局人員」に重複して計上した。
- 4 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。
- 5 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴審終局人員総数には計上した。

図表25 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	控訴審終局人員	控訴審の結果							上告申立人員	(参考) 第一審終局人員	
		控訴棄却	破棄差戻	に3う よ9ち る7刑 も1訴 の項法	破棄自判	に3う よ9ち る7刑 も1訴 の項法	取下げ	その他			
総数	455	387	3	3	28	11	35	2	215	1,415	
死刑	5	2	-	-	2	2	1	-	4	5	
無期懲役	24	22	-	-	1	1	1	-	16	24	
有期懲役	30年以下	7	5	-	-	1	1	1	-	4	15
	25年以下	8	8	-	-	-	-	-	-	3	24
	20年以下	37	32	-	-	3	1	2	-	19	61
	15年以下	88	81	-	-	3	-	4	-	47	162
	10年以下	107	90	-	-	5	-	12	-	46	259
	7年以下	73	62	1	1	4	1	5	1	34	268
	5年以下	68	54	2	2	5	3	7	-	29	238
	3年以下 うち執行猶予	36 10	29 6	-	-	4 2	2 2	2 1	1 1	11 3	316 223
罰金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
無罪	2	2	-	-	-	-	-	-	2	12	
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	

(注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事控訴事件票による実人員である。

2 「上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。

図表26 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）

控訴審の結果	上告審終局人員総数	被告人側						検察官側						双方									
		憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	
総数	204	75	35	72	102	134	3	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
控訴棄却	191	68	32	66	94	126	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下	2	2	-	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15年以下	3	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10年以下	4	3	1	2	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年以下	1	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5年以下	2	1	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公訴棄却	うち執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無罪	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄差戻し・移送	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公訴棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事上告事件統計カードによる実人員である。

2 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。

3 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。

4 上告趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、上告審終局人員には計上した。

図表27 控訴審結果別の上告審結果の分布

控訴審の結果		上告審終局人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ
			判決	決定	差戻し・移送	自判		
総数		204	-	176	-	-	-	28
控訴棄却		191	-	164	-	-	-	27
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-	-
	無期	-	-	-	-	-	-	-
	30年以下	-	-	-	-	-	-	-
	25年以下	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下	2	-	2	-	-	-	-
	15年以下	3	-	2	-	-	-	1
	10年以下	4	-	4	-	-	-	-
	7年以下	1	-	1	-	-	-	-
	5年以下	2	-	2	-	-	-	-
	3年以下 うち執行猶予	-	-	-	-	-	-	-
無罪		1	-	1	-	-	-	-
破棄差戻し・移送		-	-	-	-	-	-	-
公訴棄却		-	-	-	-	-	-	-

(注) 刑事上告事件統計カードによる実人員である。

#### 第4 その他

裁判員候補者及び裁判員等に対し、手話通訳、要約筆記、点字翻訳を要したとして報告がされた状況は、裁判員候補者が11人、裁判員等が2人であり、障害を有する裁判員候補者及び裁判員等に対し何らかの対応をしたとして報告がされた事件は26件あった。また、手話通訳人等を付した被告人は1人であった。

また、裁判員法（106条ないし112条）に違反したとして処理されたものはなかった。